

答 申 書

答申第 1 3 号（諮問第 1 3 号）

令和 7 年 5 月 2 6 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和 6 年 7 月 5 日付け井発第 1 9 2 6 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 3 月 2 9 日付け井発第 8 1 0 2 号により、井川
町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関して、辞令交付義務の法的根拠は存在しない。よって、法的拘束力を持たせるために当該規則又は訓令の制定且つ公表されるように、是正されるべきであると主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は「井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関する規定」の公文書公開請求に対して、「請求に係る規定を作成していないため」と、存在しない理由を付して、非公開決定処分をしたものである。

この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のない事項についての不服を申し述べているにすぎない。よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

「井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関する規定」の公文書公開請求に対して、「請求に係る規定を作成していないため」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和６年３月２９日付け井発第８１０２号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

５ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和６年７月５日	諮問の受理（諮問第１３号）
②	令和７年３月１９日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和７年５月２６日	答申案の審議
④	令和７年５月２６日	答申

６ 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士